

# 九州生乳販連会報



No. **70**

May 2020

## TOPICS

令和2年度加工原料乳生産者補給金等に係る交付対象数量について	1
酪農情勢報告	2
令和2年度事業計画について	3
国産チーズ生産奨励事業について	7
平成31年度生乳需給安定化対策 生乳出荷数量実績について	8
令和2年度生乳需給安定化対策について	8
令和2年度生乳増産奨励事業の実施について	9
平成31年度会員別生乳受託販売数量	10
平成31年度月別受託生乳検査成績	10
人事異動	10
平成31年度販売状況について	11
農林水産省からのお知らせ	12

新型コロナウイルス感染症に伴う特別編成につき、「酪農理解醸成・消費拡大対策事業 お知らせとご報告について」は割愛いたします。ご了承ください。  
 なお、2ページ酪農情勢報告・12ページ(巻末)農林水産省からのお知らせに関連記事を掲載しております。

## 令和2年度加工原料乳生産者補給金等に係る交付対象数量について

令和2年度の加工原料乳生産者補給金等に係る交付対象数量について、農林水産省は4月1日、各事業者の年間販売計画に基づき、本会を含む88事業者に交付すると発表しました。

第1号対象事業者（生乳を集めて乳業に販売する事業者）は13事業者で、計342万3,988.6トン。このうち本会の交付対象数量は86,715.2トンとなりました。また、あまねく集送乳を行い集送乳調整金の交付対象となる指定事業者は、本会を含む10指定生乳生産者団体となりました。

また、第2号対象事業者（乳業に直接生乳を販売する酪農家）は52事業者で、配分量は6,125.6トン、第3号事業者（乳製品を加工販売する酪農家）は27事業者で、配分量は1,529.8トンとなり、この結果、第1号から第3号全体の交付対象者数は計88事業者（一部、第2号と第3号で重複あり）、交付対象数量の総計は343万1,644.0トンとなりました。

### 令和2年度加工原料乳生産者補給金の事業者毎交付対象数量

対象事業者名	配分量(トン)
<b>第1号対象事業者</b>	
ホクレン	3,149,963.0
サツラク	6,777.0
カネカ	940.0
MMJ	2,067.7
東北生乳販連	58,064.0
関東生乳販連	87,190.3
北陸酪連	2,281.9
東海酪連	13,909.1
近畿生乳販連	1,106.0
中国生乳販連	13,061.3
四国生乳販連	1,845.1
<b>九州生乳販連</b>	<b>86,715.2</b>
沖縄県酪	68.0
<b>13事業者</b>	<b>3,423,988.6</b>
<b>第2号対象事業者</b>	
<b>52事業者</b>	<b>6,125.6</b>
<b>第3号対象事業者</b>	
<b>27事業者</b>	<b>1,529.8</b>
総計	3,431,644.0

# 酪農情勢報告

## 1. 九州の生乳出荷戸数

令和2年3月の生乳出荷戸数は1,289戸で、平成31年3月時点の1,340戸と比較すると51戸減少しています。

## 2. 九州の乳用種雌牛飼養頭数と出生頭数

23カ月令以下の頭数は前年を上回って高い水準での推移が続いています。24カ月令以上の頭数は前年を下回る推移が続いており、総頭数でも前年を下回っていますが、徐々に頭数の回復が見られています。

表1 乳用種雌牛飼養頭数 (単位:頭)

	1月	2月	3月	
23カ月令以下	30,445	30,833	31,100	
	増減	1,547	1,353	1,607
	前年比	105.4%	104.6%	105.4%
24カ月令以上	75,687	75,642	75,746	
	増減	-2,553	-2,102	-1,982
	前年比	96.7%	97.3%	97.5%
総頭数	106,132	106,475	106,846	
	増減	-1,006	-749	-375
	前年比	99.1%	99.3%	99.7%

注:Jミルクホームページより

出生総頭数は、12~2月累計では前年を上回って推移しました。また、出生頭数の内訳として、乳用種雌・乳用種雄が前年を下回り、交雑種は前年を上回りました。

表2 出生頭数 (単位:頭)

	12月	1月	2月	
総頭数	4,445	4,506	3,609	
	増減	-65	91	134
	前年比	98.6%	102.1%	103.9%
うち、乳用種雌	1,155	1,205	899	
	増減	-44	-70	8
	前年比	96.3%	94.5%	100.9%
うち、乳用種雄	728	697	575	
	増減	-60	-66	-55
	前年比	92.4%	91.3%	91.3%
うち、交雑種	2,101	2,082	1,761	
	増減	87	148	222
	前年比	104.3%	107.7%	114.4%

注:Jミルクホームページより

## 3. 生乳需給

### (1) 生乳受託販売数量

1~3月の九州の生乳受託販売数量は、2月が閏年だったため前年を上回りましたが、全体では若干前年を下回る水準での推移となりました。

また、同期間中の都府県の生乳受託販売数量は前年を

下回る一方、北海道は前年を上回り、全国では前年を上回った推移となりました。

表3 生乳受託販売数量 (単位: t, %)

	1月	2月	3月
九州	50,863	49,153	54,077
	前年比	99.0	102.3
都府県	261,536	251,125	275,187
	前年比	98.5	102.1
北海道	333,541	315,373	338,734
	前年比	102.7	106.8
全国	595,077	566,498	613,921
	前年比	100.8%	104.7%

注:中央酪農会議 用途別販売実績(速報)より  
注:公共除く。ただし、都府県の内訳として中国のみ公共含む。

### (2) 生乳販売状況

1~2月の九州の生乳販売状況については、飲用向けがやや停滞気味に推移する中、1月は年末年始の量販店の人手不足や働き方改革に伴う営業日短縮の影響で、2月は大手乳業工場の停電トラブルで脱脂粉乳・バター等向けが増加しました。はっ酵乳等向けはヨーグルト需要の停滞により前年を下回る推移が続く一方、クリーム等向けは前年を上回りました。3月の生乳販売状況については4の「新型コロナウイルス感染症の影響について」をご確認ください。

表4 用途別販売数量 (単位: t, %)

	用途	1月	2月	3月
九州	飲用牛乳等(前年比)	34,160 99.1	34,352 103.5	32,099 93.6
	はっ酵乳等(前年比)	6,586 92.9	6,531 95.7	6,991 96.6
	脱脂粉乳・バター等(前年比)	7,695 102.9	6,019 102.6	12,418 118.9
	クリーム等(前年比)	2,327 102.5	2,154 102.3	2,480 98.2
	チーズ(前年比)	95 96.5	96 102.7	89 89.1
全国	飲用牛乳等(前年比)	264,785 98.6	252,005 101.1	240,324 93.4
	はっ酵乳等(前年比)	37,135 100.3	35,995 103.7	40,652 102.0
	脱脂粉乳・バター等(前年比)	154,199 109.0	145,070 118.7	185,060 116.5
	クリーム等(前年比)	104,821 97.6	101,739 100.5	108,609 93.1
	チーズ(前年比)	34,137 95.1	31,689 93.4	39,276 106.9

注:中央酪農会議 用途別販売実績(速報)より

## 4. 新型コロナウイルス感染症の影響について

世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症は日本においても感染が拡大しており、こうした事態への対応として、政府は令和2年2月27日に全国一斉の臨時休校を要請し、3月の学乳向けはほぼなくなり、域外飲用も大きく減少したことで、脱脂粉乳・バター等向けが大幅に増加しました。一方で、学校給食がなかったことで家庭内消費が伸びたことと、行政や各団体・量販店・コンビニによる「酪農家応援運動」、「牛乳消費応援運動」が行われた結果、市乳は堅調に推移しましたが、学乳向けが減少した分すべてを取り戻すには至りませんでした。

(3ページへ続く)

4月に入っても感染の拡大が続く中、政府は4月7日から7都府県を対象に、4月16日から全国の都道府県を対象に緊急事態宣言を発令し、外出自粛等を要請しました。また、これに併せて各都道府県では店舗や施設への休業や出勤者の削減も要請されています。これらの結果、当初は再開予定だった学校給食は再び停止となり、また、インバウンド需要の減少やイベント・外出自粛の影響により業務用を中心に牛乳・乳製品の需要が減少しており、4月の脱脂粉乳・バター等向けは3月に続き前年を大幅に上回る見込みです。

こうした全国一斉の臨時休校要請(3月)、緊急事態宣言(4~5月)の影響により学乳向けが減少し、脱脂粉乳・バター等向けが増加することによる乳価下落分に対しては、国が

行う「学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業」が措置され、学乳向けと脱脂粉乳・バター等向けとの価格差が補てんされることとなりました。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況が続く中、需要の減少や乳製品在庫の増加が生乳需給に暗い影を落とし始めており、今後の生乳需給は予断を許さない状況が続くと予測されます。また、一方で、畜産事業者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合にも事業継続が可能な体制構築が求められており、これらには業界全体が一丸となって取り組んでいく必要があります。一日も早い収束が待たれますが、本会としては会員・関係団体と一致団結し、最善の結果が得られるよう取り組んで参ります。

## 令和2年度事業計画について

去る令和2年3月27日開催の臨時総会において決定された  
令和2年度事業計画の概要をお知らせします。

### 基本方針(抜粋)

国内農業においては、令和2年1月1日よりTPP11、日欧EPAに続き日米貿易協定が発効され、関税引き下げや農産物・加工品の輸入数量の増大で国内生産量が減少し、農業生産が主産業である地域経済への影響が強まっていくことが懸念されます。農林水産省による牛乳乳製品への影響分析によると、TPP11及び日米貿易協定で約182~216億円、日欧EPAで約134~203億円の生産額減少と公表されており、他の作目も合わせると日本の農業に甚大な影響が及ぶことが考えられます。

酪農においては、一昨年「畜産経営の安定に関する法律」が一部改正施行されました。加工原料乳生産者補給金制度が組み込まれる一方で、補給金交付先の拡大や生乳販売の委託先が広がり、制限はあるものの販売・委託先が選択できることとなりました。全国において外部販売の事例が散見されるようになり、自分の都合だけを考えた販売が増えると生乳需給が乱れ、長年培ってきた一元集荷多元販売の機能が弱まるのが考えられます。またTPP11・日欧EPA・日米貿易協定の発効による国内乳製品市場への影響や消費税率引き上げによる買い控えにより牛乳乳製品の消費が低迷すれば、生乳需給が緩和して手取乳価が下がることも懸念されます。今後の販売機能強化・乳価維持のためには他の指定生乳生産者団体や会員と緊密な連携を取り、組織力を強固にすることで酪農家の負託に応えることが重要になってきます。

令和2年1月より集乳経費のプール化を実現したことで生乳販売代金と販売経費については完全プール化が実現しましたので、今後は集送乳の合理化に取り組み、販売費用の圧縮に努めなければなりません。その他にも生乳生産基盤の強化や需要期生産、需給調整機能の強化、酪農理解醸成と飲用牛乳の需要拡大、生乳検査体制の充実、生乳の安全・安心への取り組み等解決しなければならない課題はありますが、会員及び関係団体と緊密な連携のもと次の事業を展開します。

### 1. 販売部門

#### (1) 生乳生産基盤強化に向けた取り組み

- ①令和2年度生乳需給安定化対策に基づき、本会が会員を通じてとりまとめる生乳委託計画の数量を出荷目標数量とし6月、9月、1月を目途に生乳出荷見込数量の集約を行います。
- ②生産者の生産意欲を高める生乳増産奨励事業を実施します。
- ③増産・需要期生産の推進に向けて優良事例の共有、九州全体での取り組みの検討を行うとともに、次年度の生乳増産奨励事業・季節別乳価調整率について検討を進めます。
- ④(一社)Jミルクが実施する酪農乳業産業基盤強化特別対策事業に会員と連携して取り組みます。

#### (2) 畜安法に基づく適正な生乳受託販売体制の確立

- ①改正畜安法施行後3年目となる令和2年度は、全国で散見されるいいとこ取りを含むさまざまな

契約の申出への対応・手続きを明確化するため、生乳受託販売契約の締結・運用に係る規約（仮）・手引書の整備を進めます。

②加工原料乳生産者補給金の交付申請に係る年間販売計画の精度向上のため、生乳委託計画・出荷見込数量の作成方法について会員と協議検討を行います。

③生乳受託販売等に係る情報（販売用途・乳価・費用の見込等）の精度向上に向け、過去の実績データの集積を行い、見込の精度の向上を図ります。

### (3) 有利販売と経費削減の追求

①有利かつ安定的な生乳取引体制の構築に向け、年間の販売シミュレーションを実施し、乳業者・全国連と協議します。

②集送乳経費の削減に向け、合理的な集送乳路線の検討を行うとともに、その実現に向け、関係先と協議します。

③CSの統廃合の実現に向けて関係各所と協議するとともに、より合理的な集送乳を検討します。

### (4) 生乳受託販売業務の会員との業務・役割分担の明確化、本会への一元化の推進

①生乳受託販売業務の会員との業務・役割分担の明確化、本会への一元化を推進するため、会員が実施している生乳受託販売業務の把握を行い、本会と会員との業務・役割分担を明確にします。

②個人別乳代精算の実施に向け、各会員の乳代精算方法について調査を行います。

### (5) 生乳生産管理体制の構築

①改正食品衛生法に対応する集送乳体制の構築に向け、（一社）中央酪農会議が作成する「集送乳業務に係る手引書」に基づき、検査部と連携して九州内のCSへの周知を行います。

②停電時の対応計画に引き続き、災害・伝染病発生時における対応計画の作成についても検討を行います。

### (6) 酪農理解醸成・牛乳消費拡大対策事業の実効的な取り組みの実施

①九州の酪農家やミルクサプライチェーン、九州産牛乳・乳製品の特長・魅力を取り上げ、生活者に訴求するとともに、九州の酪農家を応援する気運を高める取り組みを実施します。

②令和2年10～11月に開催される全日本ホルスタイン共進会を通じて九州の酪農の魅力を生活者にPRする取り組みを実施します。

③本会・会員・中酪が実施している取り組み内容を精査し、重複する事業等の整理を行うとともに、毎年度実施している取り組みの効果を検証し、より効果の高い取り組みに集約します。

### (7) 乳代精算

①生乳受託販売に係る経費の控除、乳代の算定・乳代精算の業務については、「生乳の受託販売・乳代精算及び生乳受託販売事業実施に伴う集送乳経費等の控除に係る要領」に基づき実施します。

②本会の販売経費は表1のとおりとします。

### (8) 季節別乳価調整率

需要期における生産対策を図るため、本年度は別に定める季節別乳価実施要領に基づき、以下の乳価調整率を実施します。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
調整率	94	94	100	110	111	114	105	100	93	92	92	92

### (9) 加工原料乳生産者補給金等

令和2年度の加工原料乳生産者補給金は、加工原料乳（脱脂粉乳・バター等向け、クリーム等向け、チーズ向け）認定数量1kg当たり8円31銭、集送乳調整金は2円54銭であり、支払は四半期毎に行います。（但し、第2四半期は精算払い時に実施）

### (10) 補助事業

- ① 加工原料乳生産者経営安定対策事業
- ② 生乳流通体制合理化推進事業

表1 本会の販売経費

項目		経費の額		令和2年度計画	
販売手数料		生乳受託販売代金（成分加算金含む）の0.3%		0.33円/kg	
集送乳経費	送乳経費	総額	実費	総額	3.87円/kg
		需要者負担	需要者負担額	需要者負担	0.02円/kg
		生産者負担	実費－需要者負担額	生産者負担	3.85円/kg
	集乳経費	実費		2.25円/kg	
CS冷却費		実費		1.04円/kg	
検査経費		生乳受託販売乳量1kgあたり0.12円		0.12円/kg	

- ③ 生乳需要基盤確保事業
- ④ 国産チーズ生産奨励事業

## 2. 検査部門

### (1) 配分検査・配分再検査・牛群検定検査・取引検査・指導検査・PAG検査の実施

- ① 乳質向上対策実施要領に従い、個人配分検査を実施します。
- ② 乳用牛群検定普及定着化事業に伴う、会員から依頼された牛群検定検査を実施します。
- ③ 生乳取引に係るローリー乳の検査を実施します。  
また、検査精度施設の認証を取得していない乳業者に対し、認証施設である本会生乳検査所で検査を行い、その結果を採用するよう進めます。
- ④ 高品質生乳生産のため会員から依頼された指導検査を実施します。
- ⑤ 生乳生産基盤強化のためPAG検査を実施します。

### (2) 生乳検査精度維持

検査の精度管理については、生乳検査認証マニュアルに基づき実施いたします。

### (3) ローリー乗務員研修

ローリー乗務員の研修会を開催し、集乳技術と知識の向上を図り、的確な集乳作業の普及啓蒙に努めます。

### (4) 生乳の安全・安心確保

関係団体の協力の下「生乳の安全・安心の確保」を推進し、生乳出荷伝票への記録を乳質事故の防止に活かせるよう進めます。また、現場で薬剤や器具の誤った使用がされないよう各会員と連携し指導を強化します。

### (5) CS職員等の技術研修

CS職員等の受入生乳検査技術の基礎知識習得とCS職員・指導職員の技術の平準化のため、生乳検査技術研修会を継続して行います。また、中堅職員のための実際の現場トラブルに即した内容の研修プログラムを実施します。乳業者と相互理解を進めるための受乳担当職員等との技術交流を行います。

### (6) 生乳品質共励会の開催

平成31年度において生乳の品質が優秀であった生産者を対象に生乳品質共励会の表彰式を催します。生産者の乳質改善意欲向上のため令和2年度生乳品質共励会を開催いたします。

### (7) シャーレの供給

抗菌性物質検査用のシャーレの供給を継続します。

### (8) 検査実施本数（表2）

### (9) 配分・取引に係る生乳検査料

生乳検査料は受託乳量に対し0.12円/kgとします。

## 3. 総務部門

### (1) 効率的な業務運営

自己資本の強化を図るため目的積立金を可能な限り増額し、内部留保の充実を図ります。また資金運用の効率化と債権管理の強化に努め、本会財務の健全化を図ります。

### (2) コンプライアンス態勢の推進

法令・定款・規程等の遵守を基本にしたコンプライアンスの推進に取り組みます。また、役職員のコンプライアンスへの意識向上に向けた研修会などの取り組みを実施します。

表2 検査実施本数

検査種目	31年度実績 (見込み)	2年度計画	前年比	備考
配分細菌検査	31,262本	30,000本	96.0%	
配分成分検査	31,262本	30,000本	96.0%	
配分再検査	1,373本	1,320本	96.1%	
牛群検定検査	961,711本	941,515本	97.9%	AT検定増加のため
取引検査	47,188本	47,100本	99.8%	
指導検査	10,676本	11,000本	103.0%	
依頼検査	18,593本	19,600本	105.4%	
PAG検査	4,280本	4,830本	112.9%	
総検査本数	1,106,345本	1,085,365本	98.2%	

### (3) 職員の処遇と教育研修

職員の処遇については人事考課実施要領に基づき行います。また職員としての知識および資質の向上を図るため、計画的な職員教育、関係機関・団体や外部の研修会等に積極的に参加します。

### (4) 酪農理解醸成活動の推進

「酪農を通して食やしごと、いのちの学びを支援する」ことを目的とした酪農教育ファーム活動を教育機関と共に推進を図ることに努めます。また、継続した活動を行うためのサポートに努め、活動において重要な安全・衛生の管理徹底に会員と協力して取り組みます。

### (5) 個人情報保護法改正への対応

改正が見込まれる個人情報保護法に対応するため、個人情報取扱状況の精査を行い、情報収集を進めます。

### (6) 均等待遇・均衡待遇の推進

労働者派遣法及びパートタイム・有期雇用労働法の施行を受け、就業規則をはじめとした諸規程の見直しを進めます。

### (7) 事業継続計画の作成

災害発生時に業務が継続できるように事業継続計画を作成します。

### (8) 情報の提供

定期的に発行している本会会報やホームページにより充実した情報の提供に努めます。

## 令和2年度用途別販売計画

(単位:トン)

年月	用途別内訳					合計
	飲用牛乳等向け	はっ酵乳等向け	脱脂粉乳・バター等向け	クリーム等向け	チーズ向け	
第1四半期	112,080	23,120	14,370	7,500	300	157,370
第2四半期	101,980	23,770	6,430	6,940	300	139,420
第3四半期	101,480	21,300	13,050	7,780	300	143,910
第4四半期	100,770	20,320	24,410	7,000	300	152,800
合計	416,310	88,510	58,260	29,220	1,200	593,500

## 令和2年度損益計算書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位:千円)

(単位:千円)

科目	金額
販売事業収益	71,541,914
販売事業費用	71,382,025
販売事業利益	159,889
消費拡大事業収入	18,530
消費拡大事業費用	17,480
消費拡大事業利益	1,050
検査事業収益	121,818
検査事業費用	31,699
検査事業利益	90,119
補助事業収益	16,500
補助事業費用	16,500
補助事業利益	0
事業総利益	251,058

科目	金額
人件費	121,723
旅費交通費	14,989
業務費	15,637
諸税負担金	9,817
施設費	43,745
その他管理費	2,520
一般管理費計	208,431
事業利益	42,627
事業外収益	6,560
事業外費用	5,426
事業外損益	1,134
経常利益	43,761
特別利益	0
特別損失	0
税引前当期利益	43,761

# 国産チーズ生産奨励事業について

令和2年度畜産業振興事業の1つである「国産乳製品等競争力強化対策事業」のうちの「国産チーズ生産奨励事業」について、令和元年度に引き続き本会が事業実施主体となって実施していくこととなりましたので、事業内容についてお知らせします。

## 1. 目的

「総合的なTPP等関連政策大綱」に即し、国産チーズの競争力強化及び品質向上等を図るため、酪農家によるチーズ原料乳の高品質化を確保するための飼養管理の高度化や乳質管理に取り組む費用の一部を支援します。

## 2. 事業の実施期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までとします。

## 3. 事業の要件等

### (1) 事業対象者

本会を通じて生乳の出荷・販売を行う生産者であって、次に掲げる基本となる取組みのうち7項目以上に取り組んでいる生産者とします。

- ①乳房炎予防のための畜舎の環境改善
- ②飼養管理の高度化
- ③飼料分析の実施
- ④記帳・記録の実施
- ⑤搾乳機器の点検・整備
- ⑥チーズ向け生乳の品質向上
- ⑦抗生物質の迅速検査
- ⑧その他生乳の品質向上対策

### (2) 乳質基準

この事業の対象となる生乳は、次の乳質基準をすべて満たした生乳とします。

項目	無脂乳固形分率	乳脂肪率	細菌数と同等の基準※	体細胞数
基準	8.3%以上	3.5%以上	10万/ml以下	30万/ml以下

※本会検査所のバクトスキャンによる測定値とします。

### (3) 奨励金の単価

この事業の奨励金の単価は次のとおりです。

- ①基本となる取組みを実施する場合：12円/kg
- ②次の上乗せとなる取組みを実施する場合：
  - ①+2円/kg  
ア．ホルスタイン種以外の乳用種飼養  
イ．有機畜産の認定
- ③次の上乗せとなる取組みを実施する場合：
  - ①+1円/kg  
ア．輸出に関する取組み

### (4) 生乳検査体制

本会検査所が毎月2回行う配分検査結果を用います。

### (5) 交付対象数量

奨励金の交付対象となる生乳は、事業対象者が生産した生乳のうち、(4)による検査結果の単純平均値が(2)のすべての項目の乳質基準を満たしている場合、当該月の受託販売数量をこの事業の対象とし、これを12ヵ月分集積して得た数量に、本会の令和2年度総取引数量（公共除く）のうちチーズ向け生乳の取引数量の比率を乗じて得た数量とします。

※各取組みの詳細や今後のスケジュールについては所属の農協にお問い合わせ下さい。



# 平成31年度生乳需給安定化対策 生乳出荷数量実績について

平成31年度に実施した生乳需給安定化対策において、生乳出荷目標数量に対する会員別の出荷数量実績は次のとおりです。

表1 平成31年度生乳出荷数量実績

(単位：kg)

	平成30年度	平成31年度			
	実績	目標	実績	前年比	達成率
ふくおか県酪協	75,561,241	74,617,607	74,064,206	98.0%	99.3%
佐賀県農協	14,436,390	14,140,288	14,360,293	99.5%	101.6%
長崎県酪連	37,117,676	37,718,733	36,239,235	97.6%	96.1%
熊本県酪連	247,645,063	252,907,299	249,448,101	100.7%	98.6%
大分県酪協	68,938,150	69,729,179	68,323,330	99.1%	98.0%
宮崎経済連	77,120,750	78,048,687	75,869,760	98.4%	97.2%
鹿児島県酪協	84,459,915	83,626,138	77,625,394	91.9%	92.8%
九州合計	605,279,185	610,787,932	595,930,319	98.5%	97.6%

# 令和2年度生乳需給安定化対策について

## 1. 基本的な考え方

令和2年度は、「平成30年度からの3年間は生乳の増産・維持」を目的とする第3期生乳需給安定化対策の3年目であり、引き続き生乳生産者の計画的な生乳生産・経営安定に資することとします。

## 2. 生乳出荷目標数量

本会は、畜産経営の安定に関する法律に基づき作成する令和2年度年間販売計画の数量（公共の数量等を含む）を、令和2年度の生乳出荷目標数量とします。また、令和2年度年間販売計画の作成にあたり、各会員が生産者からの積み上げにより作成し本会へ提出した令和2年度生乳委託計画の数量を、各会員の令和2年度の生乳出荷目標数量とします（表2）。なお、期中において、進捗状況を踏まえた見込み数量の把握を行うために、6月、9月、1月の計3回見直しを実施いたします。

表2 令和2年度生乳出荷目標数量

(単位：kg)

	目標数量	前年比
ふくおか県酪協	73,927,295	99.82%
佐賀県農協	14,033,843	97.73%
長崎県酪連	37,328,574	103.01%
熊本県酪連	254,763,379	102.13%
大分県酪協	69,341,812	101.49%
宮崎経済連	74,004,679	97.54%
鹿児島県酪協	78,956,486	101.71%
九州合計	602,356,068	101.08%

# 令和2年度生乳増産奨励事業の実施について

九州全体が一丸となって生乳生産基盤の維持・強化を達成するための環境づくりを行うことで、生乳生産者の増産意欲を喚起することを目的として、次の2つの事業を実施します。

## I 増産奨励金交付事業

### 1. 内容

増産を達成した生乳生産者を選考・表彰し、褒賞を授与する。

### 2. 選考基準

- (1) 対象期間   ア. 年 間：令和2年4月1日～令和3年3月31日  
                  イ. 需要期：令和2年6月1日～令和2年11月30日
- (2) 対象者     ア. 本会会員を通じて本会に生乳の販売を委託し、前年度期首（平成31年度4月1日）から当該年度期末（令和3年3月31日）まで酪農経営を継続している生産者とする。  
                  イ. 休業者については、前項の要件を満たさないことから対象外とする。なお、休業者の定義は、対象期間中で月間の生乳受託販売数量に0kgの月がある生産者とする。
- (3) 対象乳量   ア. 年間乳量：前項（1）のアの期間の個人毎乳代精算書に記載される生乳受託販売数量を合算した乳量  
                  イ. 需要期乳量：前項（1）のイの期間の個人毎乳代精算書に記載される生乳受託販売数量を合算した乳量

### 3. 選考方法

選考は別途定める実施要領に基づき、公平に行うものとする。

### 4. 表彰

- (1) 1位～15位：増産スコアの順に各部門15名
- (2) 奨励賞：各部門、各会員から1位～15位までの受賞者を除く上位者1名
- (3) 褒賞：総額527万円

部門	1位	2位	3位	4・5位	6～15位	奨励賞
250㍓未満	20万円	15万円	10万円	7万円	5万円	3万円×7名
250㍓以上～500㍓未満	25万円	20万円	15万円	10万円	7万円	3万円×7名
500㍓以上	30万円	25万円	20万円	15万円	10万円	3万円×7名

## II 乳用牛繁殖改善事業

### 1. 内容

近年の生乳生産量の減少の一因となっている乳用牛の受胎率の低下・分娩間隔の長期化に対し、早期の妊娠判定確認の選択肢となるPAGs（乳汁中妊娠関連糖蛋白質）検査への助成を行うことにより、生産者の繁殖改善の一助とする。

### 2. 対象者

本会検査所および会員検査施設にPAGs検査を依頼した生産者

### 3. 助成単価

1検体あたり200円（税抜）

※本会検査所に検査を依頼した場合、本会から各会員へは、現行の基本料金である1検体あたり800円から助成単価の200円を差し引いた600円で請求する。

※会員施設に検査を依頼した場合、上記単価に検査本数を乗じた金額を当該会員へ支払う。

### 4. 対象期間

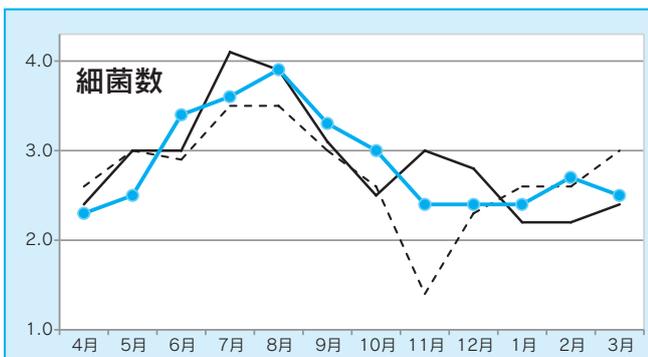
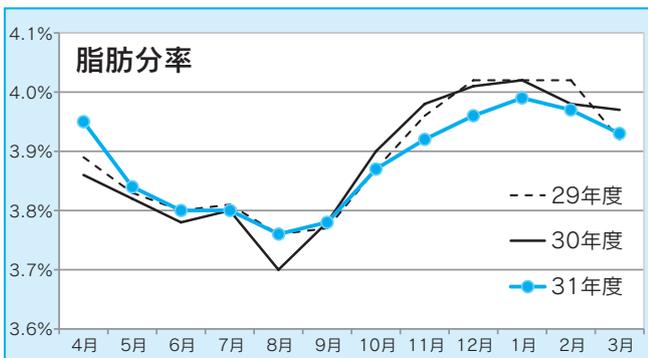
令和2年4月～令和3年3月検査実施分

## 平成31年度会員別生乳受託販売数量

(単位: t、%)

	ふくおか県酪協		佐賀県農協		長崎県酪連		熊本県酪連		大分県酪協		宮崎県経済連		鹿児島県酪協		合計	
	実績	前年比	実績	前年比	実績	前年比	実績	前年比	実績	前年比	実績	前年比	実績	前年比	実績	前年比
4-12月合計	55,239	98.5	10,586	98.6	26,697	96.3	184,795	100.5	50,265	97.9	56,016	97.6	57,116	90.9	440,714	97.9
1月	6,265	96.8	1,234	100.0	3,155	101.0	21,345	100.5	5,996	101.2	6,530	99.1	6,713	93.2	51,240	98.9
2月	6,009	98.4	1,204	104.1	3,073	105.0	20,601	103.6	5,749	105.2	6,322	102.4	6,553	97.5	49,512	102.2
3月	6,551	95.1	1,336	102.0	3,314	99.5	22,707	100.4	6,313	101.6	7,000	100.9	7,242	94.2	54,464	99.0
合計	74,064	98.0	14,360	99.5	36,239	97.6	249,448	100.7	68,323	99.1	75,870	98.4	77,625	91.9	595,930	98.5

## 平成31年度 月別受託生乳検査成績



## 人事異動



松尾 彬



田上 大輝

[採用]

令和2年4月1日付  
販売部 松尾 彬  
検査部 田上 大輝

[退職]

令和2年3月31日付  
検査部 中本 一弥

## 平成31年度販売状況について

### 用途別生乳販売実績

(単位 数量:t、前年比:%、単価:円/kg)

用途	1月			2月			3月			第4四半期計			31年度累計			
	数量	前年比	単価	数量	前年比	単価	数量	前年比	単価	数量	前年比	単価	数量	前年比	単価	
飲用等向け	域内飲用向	23,720	103.0	115.067	21,972	106.8	115.009	24,639	109.0	113.839	70,331	106.2	114.650	293,356	104.1	114.689
	学校給食向	3,519	99.8		3,800	94.3		135	5.4		7,454	74.1		37,271	92.9	
	域外飲用向	7,191	87.8		8,838	100.1		7,577	80.3		23,607	89.2		86,341	84.1	
	飲用牛乳等向計	34,429	99.1		34,611	103.5		32,351	93.6		101,391	98.7		416,967	98.2	
	はっ酵乳等向	6,586	92.9		6,531	95.7		6,991	96.6		20,108	95.1		88,296	97.3	
	飲用等向合計	41,015	98.1		41,142	102.2		39,342	94.1		121,499	98.1		505,264	98.0	
特定乳製品向け	脱脂粉乳・バター等向	7,787	102.8	78.726	6,104	102.5	79.071	12,535	118.7	77.904	26,426	109.7	78.443	60,286	101.5	80.076
	クリーム等向	2,343	102.5		2,171	102.4		2,498	98.3		7,012	100.9		29,228	99.5	
	チーズ向	95	96.5		96	102.7		89	89.1		280	95.9		1,153	99.5	
	特定乳製品向計	10,225	102.7		8,371	102.4		15,122	114.6		33,717	107.6		90,667	100.8	
販売乳量合計	51,240	98.9	107.816	49,512	102.2	108.933	54,464	99.0	103.862	155,216	100.0	106.785	595,930	98.5	109.423	

### 支払乳代

(単位 金額:千円、単価:円/kg)

項目	1月		2月		3月		第4四半期計		季節別精算		31年度累計	
	金額	単価	金額	単価	金額	単価	金額	単価	金額	単価	金額	単価
生乳販売金額①	5,524,425	107.816	5,393,516	108.933	5,656,733	103.862	16,574,673	106.785	-	-	65,208,582	109.423
脂肪加算金	51,195	0.999	48,399	0.978	47,426	0.871	147,020	0.947	-	-	480,475	0.806
無脂固形加算金	57,212	1.117	52,924	1.069	54,867	1.007	165,003	1.063	-	-	562,123	0.943
成分加算金計②	108,407	2.116	101,323	2.046	102,294	1.878	312,024	2.010	-	-	1,042,598	1.750
季節別調整率③	92%	-	92%	-	92%	-	-	-	-	-	-	-
季節別調整額	-441,954	-8.625	-431,481	-8.715	-452,539	-8.309	-1,325,974	-8.543	322,064	0.540	0	0.000
調整後乳代④=①×③	5,082,471	99.190	4,962,035	100.218	5,204,194	95.553	15,248,700	98.242	322,064	0.540	65,208,582	109.423
販売手数料	-15,573	-0.304	-15,190	-0.307	-15,919	-0.292	-46,682	-0.301	-966	-0.002	-198,754	-0.334
生乳検査料	-6,149	-0.120	-5,941	-0.120	-6,536	-0.120	-18,626	-0.120	-	-	-71,512	-0.120
送乳経費	-187,812	-3.665	-200,426	-4.048	-202,433	-3.717	-590,672	-3.805	-	-	-2,290,834	-3.844
需要者負担額(運賃補填)	1,191	0.023	1,270	0.026	1,051	0.019	3,511	0.023	-	-	13,625	0.023
C S・冷却費	-48,916	-0.955	-50,771	-1.025	-55,813	-1.025	-155,500	-1.002	-	-	-588,084	-0.987
集乳経費	-115,003	-2.244	-111,040	-2.243	-121,864	-2.238	-347,907	-2.241	-	-	-347,907	-0.584
プール費用⑤ (集乳経費含む)	-372,262	-7.265	-382,099	-7.717	-401,514	-7.372	-1,155,875	-7.447	-966	-0.002	-3,483,464	-5.845
差引乳価②+④+⑤ (集乳経費含む)	4,818,616	94.041	4,681,258	94.547	4,904,974	90.059	14,404,848	92.805	321,098	0.539	62,767,716	105.327

(参考)集乳経費を除いた販売経費による支払乳価の比較

プール費用⑥ (集乳経費含まず)	-257,259	-5.021	-271,060	-5.475	-279,650	-5.135	-807,969	-5.205	-966	-0.002	-3,135,557	-5.262
差引乳価②+④+⑥ (集乳経費含まず)	4,933,619	96.285	4,792,298	96.790	5,026,838	92.297	14,752,755	95.047	321,098	0.539	63,115,623	105.911

# [ 農林水産省からのお知らせ ]

新型コロナウイルス感染症対応にかかる基本的なポイントについて、ガイドラインが公開されました。本誌では、そのうち特に重要と思われる部分を抜粋してご案内いたします。

## 畜産事業者のみなさまへ

新型コロナウイルス対策に関する農林水産省対策本部

肉用牛経営や酪農等の畜産業及び関連産業は、国民への食料の安定供給に重要な役割を担っています。従事者に新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時に、事業者が業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめました。

※「畜産事業者に新型コロナウイルス感染症が発生したときの対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」  
[https://www.maff.go.jp/j/saigai/n\\_coronavirus/pdf/gl\\_tik.pdf](https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/gl_tik.pdf)

### 予防対策の徹底

厚生労働省等の情報に基づいて、徹底した対策をお願いします。

- 従業員に感染予防策を要請します。
  - ① 体温の測定と記録
  - ② 発熱などの症状がある場合は、所属長への連絡と自宅待機
  - ③ 37.5℃以上の熱が4日以上継続した場合等は、所属長に連絡の上、保健所に問い合わせ
- 事業者の業態に応じて感染予防策を行って下さい。  
※卸売市場や家畜市場のせり場など常時不特定多数の者が集合する場所では、できる限りマスクを着用し、着用しない場合は適切な距離を保って取引を行うことを徹底する、など。
- 従業員から診断結果等の報告を速やかに受ける体制を構築して下さい。
- 手洗いなどの感染予防策を徹底して下さい。
  - ① 出勤時やトイレ使用后、作業場への入場時の手洗い、手指の消毒
  - ② できる限りマスクを着用、咳エチケットの徹底
  - ③ 通常の清掃に加え、水と洗剤を用いて人がよく触れるところを拭き取り清掃

### 患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

患者が発生した場合は保健所の指示に従い対応してください。

- 患者が確認された場合には、保健所に報告し、対応について指導を受けるとともに、従業員に周知して下さい。
- 保健所の調査に協力し、濃厚接触者の確定を受けます。
- 濃厚接触者と確定された従業員には、14日間出勤停止し、健康観察を実施して下さい。
- 濃厚接触者と確定された従業員は、発熱又は呼吸器症状を呈した場合は、保健所に連絡し、行政検査を受検します。

### 施設設備等の消毒の実施

- 保健所の指示に従って、感染者が勤務した区域<sup>\*1</sup>の消毒を実施します。緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が勤務した区域のうち、頻繁に手指が触れる箇所<sup>\*2</sup>を中心に、アルコール<sup>\*3</sup>で拭き取り等を実施して下さい。  
※1 畜舎、搾乳舎、堆肥舎、倉庫、製造加工施設、執務室等 / ※2 机、ドアノブ、スイッチ類、手すり等 / ※3 消毒用エタノール (70%以上) 又は次亜塩素酸ナトリウム (0.05%以上)
- 一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等は操業停止や食品廃棄などの対応をとる必要はありません。

肉用牛経営や酪農等の畜産業及び関連産業は、国民への食料の安定供給に重要な役割を担っており、新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時の対応及び業務継続を図る際の基本的なポイントをお示ししました。農林水産省は、重要な役割を担う皆さまの業務が継続できるように全面的に協力いたしますので、ガイドラインを参考に対応していただきますようよろしくお願いいたします。

他省庁の施策も含め、支援策を取りまとめたページが公開されました。  
「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林漁業者・食品関連事業者への支援策」  
[https://www.maff.go.jp/j/saigai/n\\_coronavirus/support.html](https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/support.html)